

八丈町立小中学校 出席停止について

学校において予防すべき感染症にかかっている、又はかかっている疑いのある児童・生徒は、学校保健安全法第19条に伴い、医師より感染の危険がないと言われるまで、登校を見合わせてください。医療機関にて登校が許可されましたら、下記の「出席停止解除願」に必要事項をご記入の上、学校までご提出ください。（医療機関の証明は不要です。）

出席停止解除願			
八丈町立三原小学校 校長 あて		令和	年 月 日
	年 組	氏名	
		保護者氏名	印
医療機関から、登校可能とみとめられたので、出席停止を解除願います。			
医療機関に登校可能と許可された日 令和 年 月 日			

受診の結果、下記の感染症と診断されました。※保護者の方が該当欄に○と欠席見込み期間をご記入ください。					
該当	感染症名	潜伏期間	登校基準	欠席見込み期間	備考
	結核		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	新型コロナウイルス		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	インフルエンザ（様疾患）	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	百日咳	6～15日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	麻疹（はしか）	10～12日	解熱後3日を経過するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	14～21日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	水痘（水ぼうそう）	11～20日	すべての発疹が痂皮化する（乾いてかさぶたになる）まで	令和 年 月 日～年 月 日	
	風疹（三日はしか）	14～21日	発疹が消失するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	咽頭結膜熱（プール熱）	5～6日	解熱し、主要症状が消退した後2日を経過するまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	髄膜炎菌性髄膜炎		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	流行性角結膜炎	1週間以上	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	急性出血性結膜炎	2～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	りんご病（伝染性紅斑）	17～18日	症状出現時は感染力が消失していますが、一応、医師の診察を受けてください	令和 年 月 日～年 月 日	
	溶連菌感染症	2～4日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	手足口病	2～7日	若年児童においては、無菌性髄膜炎の発症が危惧されるため、発症初期の急性期は自宅安静が勧められています。また、治癒後2～4週間、糞便中にウイルスの排泄が続くため、手洗い及び下着の管理をしっかりとしましょう	令和 年 月 日～年 月 日	
	ヘルパンギーナ	2～7日		令和 年 月 日～年 月 日	
	とびひ（伝染性膿痂疹）	2～10日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	感染性胃腸炎（ロタウイルス・ノロウイルス含）	1～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	水いぼ（伝染性軟属腫）		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	マイコプラズマ肺炎（感染する肺炎）	2～3週間	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	令和 年 月 日～年 月 日	
	その他		()	令和 年 月 日～年 月 日	